

第 71 号議案

滋賀県心の教育相談センター設置規程の一部改正について

滋賀県心の教育相談センター設置規程（平成 2 年滋賀県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

滋賀県心の教育相談センター設置規程の一部改正

第 1 条第 1 項中「不登校児童生徒」を「不登校児童生徒等」に、「な
らびに集団への適応に関する」を「および」に、「復帰」を「復帰等」
に改める。

第 2 条第 1 号中「不登校児童生徒」を「不登校児童生徒等」に、「な
らびに集団への適応に関する」を「および」に改める。

付 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県心の教育相談センター設置規程の一部改正について

1 改正理由

国の示す不登校児童生徒への支援の在り方や、滋賀県心の教育相談センターの相談状況の変化に対応するため、滋賀県心の教育相談センター設置規程の一部を改めるもの。

2 改正内容

- (1) 滋賀県心の教育相談センターの所掌事務から、集団への適応に関する表記を削除する。
- (2) 相談等の対象者として、不登校傾向にある児童生徒も対象となる表記に改める。
- (3) 相談等の方向性を、学校復帰以外のものも含まれる表記に改める。

3 施行日

令和5年4月1日

滋賀県心の教育相談センター設置規程新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>不登校児童生徒に対する相談ならびに集団への適応に関する支援</u>を行い、学校への<u>復帰</u>を促すため、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課に滋賀県心の教育相談センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>2 省略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>不登校児童生徒に対する相談ならびに集団への適応に関する支援</u>（以下「相談等」という。）</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>不登校児童生徒等に対する相談および支援</u>を行い、学校への<u>復帰等</u>を促すため、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課に滋賀県心の教育相談センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>2 省略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>不登校児童生徒等に対する相談および支援</u>（以下「相談等」という。）</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>